実務解説

大綱・国税庁Q&Aをもとにまずは確認

飲食料品の消費税率1%への引下げに伴う経理実務への影響

この記事のエッセンス

- ●2027年4月1日から2029年3月31日まで、飲食料品の消費税率は1%となる一方、定期購読新聞は8%、外食・酒類等は10%のままである。企業は税率区分の追加が必要となる。
- ●課税方式に関する届出は、2027年4月1日の属する課税期間中に提出できる。ただし、確定申告期限まで延長されるわけではなく、決算確定前の試算と届出の要否に係る判断が必要となる。
- ●食品販売関連事業者だけでなく、飲食料品を経費購入する事業者にも影響する。適格請求書(以下、「インボイス」という)、会計・申告および2029年の8%復帰を見据えた対応が求められる。

デロイト トーマツ税理士法人
税理士
纐纈　明美
デロイト トーマツ税理士法人
野村　和子

はじめに

飲食料品の消費税率の引下げをめぐっては、当初、税率を2年間0%とする案が検討されていた。その後、2026年7月29日に公表された社会保障国民会議の「中間とりまとめ」を受け、翌30日の総理会見において、0%とする場合よりも事業者のシステム改修期間を短縮でき、2027年4月からの実施が可能であるとの理由から、飲食料品の消費税率を1%とする方針が示された。あわせて、所得に連動した給付を先行導入することにより、全体として飲食料品に係る消費税負担の実質ゼロ化を図る考え方が示された[1]。

これを受け、2026年8月5日に閣議決定された「『給付付き税額控除』の制度導入の基本方針」では、2027年4月1日から2年間、現行の軽減税率の対象となる飲食料品の消費税率を1%とすることが政府方針として明記された。さらに、同年9月15日に閣議決定された「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」(以下、「大綱」という)において、特例税率の対象範囲に加え、課税事業者の選択、簡易課税制度、中間申告、総額表示ならびに定期供給契約および通信販売に係る経過的な取扱い等が具体化された[2]。

今回の措置では、飲食料品の譲渡は引き続き課税取引として取り扱われ、売上税額および仕入税額控除の計算も継続する。そのため、企業実務では、1%の税率区分を新設したうえで、8%となる定期購読新聞および10%となる外食・酒類等と区分し、インボイス、会計処理、申告および価格表示へ反映する必要がある。

さらに、国税庁からは「飲食料品に係る2年間の消費税率引下げに関するQ&A」(以下、「Q&A」という)が公表され、適用時期、インボイスの記載、届出手続、簡易課税の計算、中間申告および総額表示等の取扱いが具体化されている[3]。ただし、大綱およびQ&Aはいずれも、法案が国会で可決・成立した場合を前提とするものであり、Q&Aも今後の照会等を踏まえて追加・改訂されることが想定されるため、今後の更新内容を確認する必要がある。本稿では、大綱およびQ&Aを前提に、経理実務への影響と現時点から検討すべき事項を解説する。

なお、以下の内容は大綱およびQ

&Aに基づくものであり、実際の適用にあたっては、2026年秋の臨時国会で成立が見込まれる関連法令等を確認する必要がある点に、留意されたい。

本稿の意見にわたる部分は筆者の私見であり、所属する組織の公式見解ではない。

(1) 社会保障国民会議「中間とりまとめ」(令和8年7月29日)および令和8年7月30日「飲食料品に係る消費税率の引下げ」及び「給付付き税額控除」についての総理会見」。
(2) 「「給付付き税額控除」の制度導入の基本方針」(令和8年8月5日閣議決定)および「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」(令和8年9月15日閣議決定)。
(3) 国税庁軽減税率・インボイス制度対応室「飲食料品に係る2年間の消費税率引下げに関するQ&A」(令和8年9月)。

制度の概要と影響を受ける事業者

(1) 飲食料品の税率を2年間1%に引下げ

大綱では、2027年4月1日から2029年3月31日までの間に行われる飲食料品の譲渡および保税地域からの引取りについて、国税0・78%、地方消費税0・22%を合わせて1%を適用することとされている。1%の対象となる飲食料品の範囲は、現行の軽減税率の対象範囲と同じである(4)。このため、現行制度における対象品目の判定を基本的に引き続き用いることができる。

一方、週2回以上発行される新聞の定期購読分は今回の引下げの対象外であり、引き続き8%となる。外食、ケータリングおよび酒類等についても10%のままである。

したがって、制度開始後は、同一の事業者において1%、8%および10%の3税率が並存する(**図表1**)。2029年4月1日に飲食料品の譲渡等を8%へ戻すことも予定されているため、既存の8%の税率区分を1%へ置き換えるのではなく、1%の税率区分を新設し、開始時と終了時の双方で切り替えられる設計とする必要がある。

(4) 同Q&A問1—1(改正の概要)および問1—2(飲食料品の範囲)。

(図表1) 適用税率および適用期間

取引区分 / 適用期間	～2027年3月31日	2027年4月1日～2029年3月31日	2029年4月1日～
飲食料品	8%	1%	8%
定期購読新聞	8%	8%	8%
外食・酒類等	10%	10%	10%

(2) 影響を受ける業種

影響が大きいのは、食品製造、食品卸・小売、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、百貨店の食品部門、EC・通信販売、宅配、外食・中食等の事業者である。これらの事業者では、売上側に1%取引が相当数生じるため、商品マスター、POS、受発注、価格表示、請求書、販売管理、在庫、会計および消費税申告まで対応範囲が広い。

なかでも、外食事業者では、店内飲食に係る売上げには10%が適用される一方、食材等の仕入れには1%が適用される場合がある。また、同一の商品であっても、店内飲食は10%、テイクアウト・宅配は1%となるため、販売形態による税率差は現行の2ポイントから9ポイントに拡大する。注文時の販売形態の確認、セット商品の判定、売上訂正、クーポン・ポイントの処理等、現行の軽減税率対応で用いている業務手順がそのまま機能するかを検証する必要があると思われる。

これに対し、飲食料品を販売しないサービス業や製造業等では、売上側の影響は限定的と見込まれる。

ただし、会議用飲料、贈答用食品、出張時の飲食料品、福利厚生関連の購入等、仕入れ・経費側では1%取引が生じる。このため、飲食料品の販売を行わない事業者であっても、会計システムや経費精算システム等に1%の税区分を設ける対応は必要となると考えられる。

課税方式の選択と届出関係

(1) 消費税課税事業者選択届出書等の提出期限特例と提出判断

飲食料品の譲渡を行う事業者は、たとえば、仕入れが標準税率(10%)で売上げが税率1%となる場合、課税事業者として一般課税で申告することで、消費税の還付を受けられる可能性がある。しかしながら、免税事業者や簡易課税事業者は還付を受けることができず、還付を受けるためには、現行法では原則として事前(その課税期間が始まる前)に「消費税課税事業者選択届出書」や「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出する必要がある。

大綱では、これらの届出書の提出期限の特例が設けられ、飲食料品の

譲渡を行う免税事業者が、２０２７年４月１日の属する課税期間から課税事業者となることを選択する場合には、同課税期間中に消費税課税事業者選択届出書を提出することで、その課税期間から課税事業者となることができるとされる。

同様に、簡易課税制度の適用を受けている事業者が、２０２７年４月１日の属する課税期間から一般課税へ移行する場合には、同課税期間中に消費税簡易課税制度選択不適用届出書を提出することができる。また、飲食料品の譲渡を行う事業者については、２０２７年４月１日の属する課税期間については、簡易課税制度の２年間の継続適用要件も適用されない(5)。

Ｑ＆Ａによれば、これらの特例を利用する場合、届出書の適用開始課税期間欄には２０２７年４月１日の属する課税期間を記載し、参考事項欄には「飲食料品特例」と記載するとされている。また、法案が成立した場合には、これらの届出書を２０２７年４月１日前であっても提出できるようにする予定とされている(6)。

消費税課税事業者選択届出書または消費税簡易課税制度選択不適用届出書は、２０２７年４月１日の属する課税期間中に提出する必要があり、提出期限が確定申告期限まで延長されたものではない点に留意が必要である。

すなわち、対象事業者は、決算数値が確定する前に、同課税期間の売上高、課税仕入れ、設備投資、棚卸資産および輸出売上げ等を見積り、免税事業者にあっては課税事業者を選択するか、簡易課税事業者にあっては一般課税へ移行するかを判断する必要がある。特に、課税期間の終了間際に取引が集中する事業者にとっては、届出期限までに十分な精度の試算を行えるかが実務上の課題になると思われる。また、「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となった場合、原則として２年間は、課税事業者として消費税の申告が必要となる点も考慮する必要がある。

特に、免税事業者や簡易課税制度の適用を受ける小規模事業者では、前記のとおり、飲食料品の売上げに１％が適用される一方、施行日前に８％で取得した棚卸資産や、10％が適用される経費・設備投資等に係る仕入税額控除が生じるため、一般課税へ移行することで還付となる可能性がある。

実際の税額は、売上げ・仕入れの見積りの精度、適格請求書の保存状況、棚卸資産や設備投資に係る仕入税額控除の時期等によって異なる。

課税方式の選択に関する届出は、その提出の有無や時期によって税負担が大きく異なる場合があり、届出の失念や判断の誤りは、顧問税理士の責任問題につながり得る。このため、事業者と顧問税理士の間で、特例の適用可能性、試算の実施時期、判断期限および届出状況を共有し、双方が確認する体制を整えることが重要である。

なお、試算にあたっては、年間の納付税額のみを比較するのではなく、免税事業者が課税事業者となる課税期間の初日の前日において所有する棚卸資産に係る仕入税額控除の調整計算、施行日前に仕入れた棚卸資産の販売時期、設備投資や多額の修繕の実施時期、適格請求書の受領見込み等も織り込む必要があると考えられる。

また、一般課税への移行により還付が見込まれる場合には、還付までの資金繰りや、還付申告に際して提示を求められ得る資料の整備もあわせて検討することが望ましい。複数の売上げ・仕入れのシナリオに基づいて試算し、その判断過程を税務判断資料として残しておくことが、翌課税期間以降の見直しにも資する。

(5) 同Ｑ＆Ａ問３－２（免税事業者から課税事業者になるための届出に関する特例）および問３－５（簡易課税から一般課税になるための届出に関する特例）。

(6) 前掲注(5)。

(2) 簡易課税制度の計算方法の特例

簡易課税制度を継続する事業者については、現行制度では一定の納付税額が発生することから、１％対象の飲食料品の譲渡に係る消費税額と同額を仕入税額とする特例が設けられる。これにより、１％対象の飲食料品の譲渡に係る売上税額は、同額の仕入控除税額によって相殺される。２割特例・３割特例を適用する場合も同様である(7)。

ただし、飲食料品以外の売上げについては通常の簡易課税等の計算が必要となるため、１％、８％および10％の各税率に係る売上げを区分して集計する必要がある。

また、簡易課税制度では、複数の事業を営む事業者について、一定の事業区分に係る課税売上高が全体の75％以上を占める場合に、みなし仕入率の計算を簡便化する取扱いが設けられている。今回の特例では、この

割合の判定およびみなし仕入率の計算にあたり、1%対象の飲食料品の譲渡を除外することとされている[8]。このため、飲食料品以外の売上構成によって、適用するみなし仕入率が従前と異なる可能性がある。簡易課税を利用する事業者は、会計・申告システムがこの計算に対応できるかを確認する必要があると考えられる。

(7) 同Q&A問3―6(簡易課税制度の計算方法の特例)。

(8) 同Q&A問3―7(簡易課税制度のみなし仕入率に関する75%ルールの適用関係)。

(3) 翌課税期間以降の留意点

一般課税へ移行した後に翌課税期間から簡易課税へ戻る場合など、今回の特例適用後の課税方式の再選択については、Q&Aにおいても直接的な説明が示されていない。通常の届出期限および適用要件との関係、2029年の8%復帰時の取扱いについては、今後の法令、通達およびQ&Aの更新を継続して確認する必要がある。

施行日前後の取引と経過的な取扱い

(1) 適用時期と計上基準

2027年4月1日以後に行う飲食料品の譲渡には、原則として1%が適用される。

ただし、たとえば、営業時間が翌日の午前1時までであるため、日々の売上げについて午前1時で締めて集計し、午前0時から1時までの商品販売を前日分の売上げとして計上している場合のように、事業者が従来から継続している売上計上基準により、2027年4月1日午前0時から1時までの売上げを3月31日分として処理する場合には、その時間帯の飲食料品に8%を適用して差し支えないとされている[9]。施行日の切替えに際しては、単純にシステム時刻だけで税率を変更するのではなく、継続適用している売上計上基準との関係を確認する必要があると考えられる。

また、売り手と買い手の計上基準が異なる場合、買い手は売り手がインボイス等に記載した税率を基礎として仕入税額控除を行う[10]。このため、買い手においては、自社の計上日を基準に適用税率を判断するのではなく、受領したインボイス等に記載された税率や消費税額を確認する必要がある。

なお、区分記載請求書等で税込価額の記載はあるものの、適用された消費税率(8%または1%)が明らかでないときは、取引の相手方に確認したうえで適用税率を判断することとされる[11]。

(9) 同Q&A問1―3(消費税率引下げの時期)。

(10) 同Q&A問1―4(売り手と買い手で計上基準が異なる場合の適用税率)。

(11) 前掲注(10)。

(2) 返品・値引き・貸倒れ

返品、値引き、割戻しおよび貸倒れについては、処理時点の税率ではなく、基となった取引の税率を用いる。2027年3月31日以前に8%で販売した飲食料品が同年4月1日以後に返品された場合には、8%で対価の返還等に係る税額を計算することとされている[12]。2029年の8%復帰後に1%取引の返品等が発生する場合も同様である。基の取引の税率を後日参照できるよう、販売履歴と返品・値引データを関連づけて保存することが重要であると考えられる。

(12) 同Q&A問1―5(返品取引について)。

(3) 定期供給契約と通信販売

一定の定期供給契約および通信販売については、2027年4月1日以後の譲渡であっても8%を適用する経過的な取扱いが設けられる。

定期供給契約(不特定かつ多数の者に定期的に継続して供給する契約をいい、税率1%を前提とするものを除く)では、2027年1月1日前に締結し、同年4月1日前に対価を受領した部分が対象となる。

通信販売では、2027年1月1日前に販売条件を提示し、同年4月1日前に申込みを受けた取引が対象とされる。

経過的な取扱いは選択適用ではなく、要件を満たす取引には8%を適用し、1%を前提とする契約または販売条件であることが確認できる場合や、契約等が変更された場合には、1%が適用される[13]。

したがって、定期便やカタログ販売等を行う事業者は、定期供給契約については契約日、対価の受領日および契約変更の有無を、通信販売については販売条件の提示日、申込日および販売条件の変更の有無を確認できるようにしておくことが望ましい。

(13) 同Q&A問1―6(消費税率引下げに係る経過的な取扱い)。

インボイス・経理処理・申告への影響

(1) インボイスの記載

1%対象の飲食料品を譲渡した場

合、インボイスには1％の適用税率と、1％により計算した消費税額等を記載する。小売業や飲食店業等の不特定多数の者に対して資産の譲渡等を行う事業については、インボイスの記載事項を簡易なものとした適格簡易請求書（以下、「簡易インボイス」という）を交付することができる。簡易インボイスの記載事項は、インボイスの記載事項と比べると、「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」の記載が不要である点、1％の適用税率または、1％により計算した消費税額等のいずれか一方の記載で足りる点が異なる。それ以外の記載事項に変更はない。また、1％対象の飲食料品についても「軽減税率の対象品目である旨」の表示を継続して用いることができ、「1％対象品目」と新たに表示する必要はない[14]。したがって、商品明細の識別表示は既存のしくみを活用しつつ、税率別合計欄と消費税額の計算を1％へ対応させることが中心となると考えられる。

締日との関係で8％と1％の飲食料品が同一の請求期間に含まれる場合には、施行日前後で請求書を分ける方法のほか、同一請求書内で8％対象分と1％対象分を区分し、それぞれの対価の額と消費税額等を表示する方法も考えられる[15]。請求書発行システムでは、同じ軽減税率対象品目について新旧税率が混在する場面を想定し、締日単位の集計と税率別表示を確認する必要があると思われる。

[14] 同Q&A問2―1（税率1％の対象取引に係るインボイス等への記載事項）。
[15] 同Q&A問2―2（税率8％の飲食料品が混在する請求書）。

(2) 会計・経費精算・申告データ

飲食料品を販売する事業者では、会計、販売および購買の各システムに、飲食料品用の1％の税率区分を新設する必要がある。定期購読新聞には8％、外食・酒類等には10％が引き続き適用されるため、1％、8％および10％の各税率に係る取引を区分して集計し、消費税申告に必要なデータへ反映できるようにする必要がある。

他方、飲食料品を販売しない事業者においても、会議用飲料や贈答用食品等の購入に1％が適用されるため、会計システムや経費精算システム等に1％の税率区分を追加する対応が必要となる。ただし、売上側に1％取引が生じない事業者では、食品販売関連事業者と比べて対応範囲は限定的になると考えられる。

システム対応にあたっては、通常の売上げ・仕入れに加え、施行日前後の取引、8％と1％が混在する請求書、返品、値引き等について、適用税率が正しく判定され、申告データに反映されるかを確認する必要がある。特に、売り手と買い手で計上基準が異なる場合や、定期供給契約または通信販売に係る経過的な取扱いが適用される場合には、取引日だけで適用税率を判断できないことに留意する必要がある。

中間申告の特例

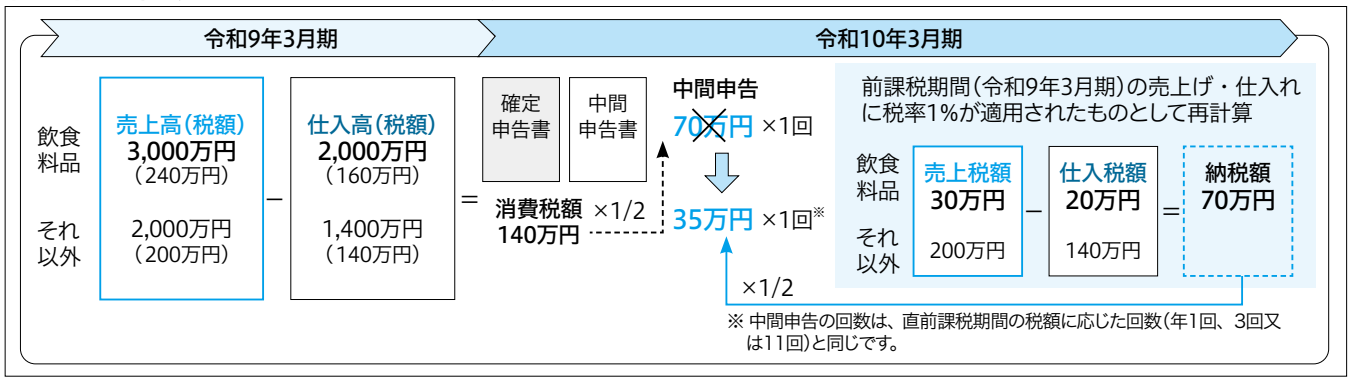
飲食料品の譲渡を主に行う事業者では、売上税額が減少する一方、直前課税期間の8％を基礎として計算される中間納付額が過大となる可能性がある。大綱では、2027年4月1日以後に開始する中間申告対象期間については、直前課税期間の飲食料品の売上げ・仕入れに1％が適用されたものとして再計算した税額に基づき、仮決算による中間申告書を提出できるとされる。また、2029年4月1日以後に開始する中間申告対象期間については、直前課税期間の飲食料品の売上げ・仕入れに8％が適用されたものとして再計算した税額に基づき、仮決算による中間申告書を提出できるとされる（次頁**図表2**）[16]。

この特例による申告では、申告書第一表のみの提出で差し支えないとされ、また、納付税額、納付譲渡割額および両者の合計税額に係る欄のみを記載することとされる。他方、中間申告期限までに仮決算による中間申告書を提出しなかった場合には、直前課税期間の確定税額に基づく中間申告があったものとみなされ、期限後に仮決算方式へ切り替えることはできない。利用する事業者は、資金繰り上の効果と計算に要する事務負担を比較し、期限から逆算して税率別集計と社内決裁を行う必要がある。

なお、継続的に還付となることが見込まれる事業者では、「消費税課税期間特例選択届出書」を所定の時期までに提出することにより、課税期間を1カ月または3カ月に短縮する方法も選択肢となるものと考えられる[17]。

ただし、課税期間を短縮する場合には、申告回数が増加し、原則として2年間は特例の適用をやめられないため、還付の早期化による効果と

（図表2）　税率変更時における中間申告税額の計算イメージ



（出所）　国税庁「飲食料品に係る2年間の消費税率引下げに関するQ&A」（令和8年9月）問3−8

事務負担をあわせて検討する必要があると思われる。

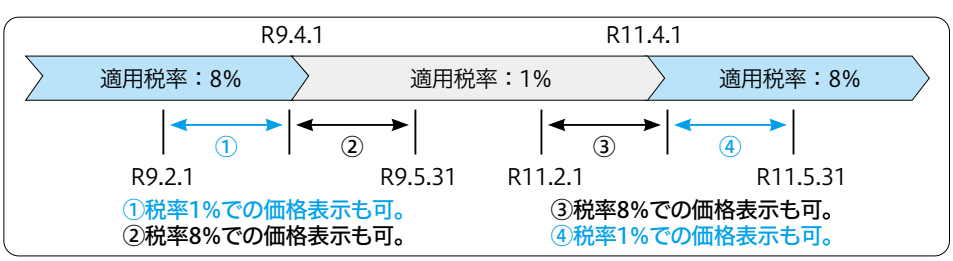
(16) 同Q&A問3−8（中間申告制度の特例）。
(17) 同Q&A問3−3（課税期間を短縮する手続）および問3−8。

総額表示義務の特例

税率変更時の値札貼替え等の負担に配慮し、総額表示義務にただちに対応することが困難な事情がある場合には、誤認防止措置を講じている場合に限り、税率変更の前後2カ月間、旧税率または新税率による税込価格を表示できる特例が設けられる。2027年2月1日から3月31日までは1%表示、同年4月1日から5月31日までは8%表示が認められ、2029年の8%復帰時にも、2029年2月1日から3月31日までは8%表示、同年4月1日から5月31日までは1%表示が認められる。また、新旧税率の表示が混在することも認められる（**図表3**）[18]。

Q&Aでは、夜間の値札貼替えを完了できない場合や、カタログ・商品パッケージ自体に価格が印刷されている場合等が「直ちに対応することが困難な事情」の例として示されている。一方で、たとえば、税率引下げ後、税率1%による表示ができない具体的な事情がないなかで、値札の貼替えは随時行っているにもかかわらず、貼り替えた値札に引き続き税率8%による表示がされているような場合には、「困難な事情」があったとは考えられないとされている。

（図表3）　総額表示に係る経過的な取扱いの適用期間



【誤認防止措置の例】
誤認防止措置は、消費者が商品等の選択を行う際の価格表示に関する誤認を防止するために行うものです。そのため、その表示は明瞭に認識できる方法で行う必要があります。

（出所）　国税庁「飲食料品に係る2年間の消費税率引下げに関するQ&A」（令和8年9月）問3−9をもとに筆者作成

店舗、ECサイト、チラシ、メニュー、棚札等の媒体ごとに表示切替日を管理し、表示価格とレジ精算額の関係が明確にわかる案内を行う必要がある。なお、税抜価格のみ、または「＋税」とのみ表示する方法は引き続き認められないので、留意が必要である。

(18) 同Q&A問3−9（飲食料品の総額表示義務の特例）。

導入から8%復帰までの対応

大綱では、飲食料品に係る1%の特例税率の適用期間を2027年4月1日から2029年3月31日までとしている。このため、事業者は、2027年の税率引下げだけでなく、2029年4月1日の8%への復帰も見据えて対応する必要がある。

システム対応にあたっては、既存の8%の税率区分を1%に変更するのではなく、1%の税率区分を新設し、その適用期間を管理できるようにすることが考えられる。また、施行日前後の取引、返品・値引きならびに定期供給契約および通信販売に係る経過的な取扱いについては、前述したQ&Aの内容を踏まえて適用

税率を判定する必要がある。

法案成立前の段階では、制度内容の変更による手戻りも想定される一方、2027年4月1日の施行までの準備期間は限られている。このため、現時点では、対象となる取引、商品、契約、価格表示およびシステムを把握し、対応が必要となる範囲を整理しておくことが考えられる。

具体的には、食品販売関連事業者では、商品マスター、POS、販売・購買・会計および申告の各システムについて、1%、8%および10%の取引を区分して処理できるかを確認することが考えられる。他方、飲食料品を販売しない事業者では、主として購買、経費精算、会計および受領インボイスの処理に1%の税率区分を追加する対応が想定される。

現時点で公表されている大綱およびQ&Aは、法案が国会で可決・成立した場合を前提としており、Q&Aも今後追加や改訂がなされると想定される。

したがって、事業者は、今後公表される法令および国税庁資料を随時確認し、その内容を踏まえて具体的な対応を検討する必要があると思われる。

施行前の準備としては、施行日前後の取引、8%と1%が混在する請求書、返品・値引きおよび経過的な取扱いの対象となる取引について、前述した取扱いが実務に適切に反映されるかを確認することが考えられる。

また、2029年の8%復帰に備え、2027年の導入時に整理した税率区分、判定方法および対応内容を保存しておくことが望ましい。1%の導入と8%への復帰を一体として管理することにより、制度終了時の対応を円滑に進めることができると考えられる。

支援金制度の概要

大綱では、飲食料品の消費税率引下げとあわせて、中低所得の現役勤労者を対象とする就業者負担軽減支援金を2027年度から2028年度までは飲食料品に係る消費税1%相当分の範囲でのつなぎ措置として導入し、2029年度の本格的な支援金制度へ円滑に接続するとしている。また、支援金制度は、本格的な「給付付き税額控除」を導入する第一歩であり、制度の将来像については、継続して検討を行うとされている。現時点では、支援金は、所得税非課税で個人単位に支給され、支払等の事務は市町村の法定受託事務とされ、企業の経理処理、給与計算または源泉徴収に直接の対応を求める具体的内容は示されていないため、企業実務との関係では今後の制度設計を確認することとなる。

おわりに

飲食料品に係る1%の特例税率は、2年間の時限措置である一方、事業者にとっては、複数税率への対応、課税方式の選択、インボイス、申告および価格表示等、幅広い実務に影響を及ぼす。国税庁Q&Aにより実務上の取扱いは相当程度具体化されたが、翌課税期間以降の課税方式の再選択等、なお確認を要する事項も残されている。

特に、課税事業者の選択および簡易課税制度の不適用については、2027年4月1日の属する課税期間中に届出書を提出できるものの、確定申告期限まで提出できるわけではない。そのため、対象事業者は、決算確定前に一般課税と簡易課税の有利不利を試算し、届出の提出期限までに届出の要否を判断する必要があると考えられる。

今後、法令、政省令、通達、申告書様式およびQ&Aの更新により詳細が明らかになるものと考えられるが、事業者側では、対象取引・システム・契約の棚卸し、課税方式の概算試算および改修計画の策定を前広に進め、2027年の導入と2029年の8%復帰を一体として管理することが望ましい。

野村　和子(のむら・かずこ)
デロイト トーマツ税理士法人
間接税サービス マネージャー
日系企業および外資系企業の国内および海外取引に関する消費税の税務アドバイス業務および税務コンプライアンス業務等に従事している。

纐纈　明美(こうけつ・あけみ)
デロイト トーマツ税理士法人
間接税サービス パートナー　税理士
日系企業および外資系企業の国内および海外取引に関する消費税の税務アドバイス業務および税務コンプライアンス業務等に従事している。
主な著書に、『組織再編・グループ内取引における消費税の実務Q&A』(共著、中央経済社、2012年)、『サプライチェーンにおけるグローバル間接税プランニング』(共著、中央経済社、2018年)、『否認事例・裁判例からみた消費税仕入税額控除の実務』(共著、中央経済社、2021年)などがある。